岩手県告示第698号

青少年のための環境浄化に関する条例(昭和54年岩手県条例第35号)第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

令和2年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
02-15	雑誌	裏モノJAPAN 12月号	株式会社鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗
02-16	"	ナックルズ極ベスト vo1.30	株式会社大洋図書	暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、
02-17	"	実話ナックルズ 月刊12月号	株式会社大洋図書	若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺
02-18	11	実話BUNKAタブー 12月号	株式会社コアマガジン	を誘発し、若しくは助長し、その健全な
02-19	11	昭和の不思議101 2020年 秋の男祭号	株式会社大洋図書	成長を阻害するおそれがある。